一規則に規定する産業人員運送の安全に関する国際コードに従つて指示するところによらなければならない。

一　当該船舶において運送される産業人員が十二人を超えること。

二　旅客並びに産業人員及びこれに類する者として管海官庁が適当と認める者（第三十二条第一項第二号ウ及び第五十一条第一項において「産業人員等」という。）の人数の合計が十二人を超えること。

2　前項の管海官庁の指示は、船舶設備規程第四条、船舶区画規程第十条の三、船舶復原性規則第十七条及び第二十三条、船舶救命設備規則第四条、船舶消防設備規則第三条、小型船舶安全規則第四条、船舶防火構造規則第五条、船舶機関規則第三条並びに船舶構造規則第三条の規定により行うものとする。

（書類の提出）

第三十二条　検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イ～ム　（略）

ウ　産業人員等運送船にあつては、産業人員等の運送を安全に行うための設備その他の事項を記載した書類

三～六　（略）

2～6　（略）

（資料の供与等）

第五十一条　船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一～十四　（略）	（略）
十五　産業人員等運送船	当該船舶が産業人員等の運送を安全に行うために必要な事項が記載された資料

（書類の提出）

第三十二条　検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イ～ム　（略）

（新設）

三～六　（略）

2～6　（略）

（資料の供与等）

第五十一条　船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一～十四　（略）	（略）
（新設）	（新設）

2・3　（略）

4　第二項の承認（安全説明書に係るものを除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までの船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

5～7　（略）

8　法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで、第十四号及び第十五号の資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

9　（略）

10　第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号及び第十三号から第十五号までの上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第十一号にあつては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかなければならない。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第二条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
2～14　（略）	2～14　（略）
15　この省令において「産業人員等運送船」とは、船舶安全法施行規則第十三条の七第一項に規定する産業人員等運送船をいう。	（新設）
16　この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液	15　この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液